

## ○豊明市公園用レンタル備品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置した都市公園における市民によるレクリエーション活動を支援するために、市が所有し指定管理者に貸与する公園用レンタル備品（以下「備品」という。）を団体等に貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸出しする備品は、別表に定める。

(使用料)

第3条 貸出しする備品の使用料は、無料とする。

(貸出対象)

第4条 指定管理者は、次の各号に掲げる団体等が、指定管理者の認める活動を非営利で行う場合に貸出しの対象とすることができる。ただし、使用する場所は原則として都市公園内とする。

- (1) 豊明市民
- (2) 豊明市に住所を置く法人、団体及びその職員、従業員
- (3) 豊明市内の学校教育法による学校の幼児、児童、生徒、学生及びその保護者並びに職員
- (4) 豊明市コミュニティ備品貸出制度の対象団体であり、貸出の申し込みを行ったが、他の申し込みと重なり貸出を受けられなかったもの。

(使用の申請及び許可)

第5条 備品を借り受けようとする団体等(以下「使用者」という。)は、原則として借受日の1月前から前日までに公園用レンタル備品借用申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適正と認めた場合は当該備品の使用期間が他の団体と重複していないことを確認の上、公園用レンタル備品貸出許可書(様式第2号)により、使用者に通知するものとする。

(貸出しの変更等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出条件を変更し、又は貸出しを取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱又は貸出条件に違反したとき。
- (2) その他やむを得ない事由が生じたとき。

(管理責任)

第7条 使用者は、備品を善良に管理するものとする。この場合において、使用者は、備品を他の目的に使用し、又は転貸してはならない。

(返却)

第8条 備品の貸出期間は、原則として5日以内とし、備品の使用が終わったときは、使用者は借受前の現状に復して、速やかに返却しなければならない。

(負担)

第9条 備品の使用に際し、必要な消耗品は、使用者の負担とする。

2 使用者は、備品に棄損又は滅失を生じさせたときは、それによって生じた修繕及び賠償の責任を負うものとする。ただし、公園管理者が認めた場合はこの限りでない。

(事故等の処理)

第 10 条 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。  
(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は指定管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表

名 称	数量	単 位
ティピー型テント (径 6 m)	1	式
簡易型テント (大)	3	台
簡易型テント (小)	5	台
簡易型テント横幕	27	枚
テント重り-容器型 (4 個セット)	5	セット
テント重り-バッグ型 (6 個セット)	4	セット
発電機	2	台
簡易 P A セット	1	セット
小型防滴メガホン	2	台
折りたたみ机 1800*600*700	10	台
折りたたみ作業台 1800*900*700	5	台
パイプ椅子	40	脚
スタッキングチェア	20	脚
パイプ椅子運搬台車	2	台